

改正の趣旨

（※）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

- 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）により、令和8年度からこども誰でも通園制度が給付（乳児等のための支援給付）化される。
- また、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第29号）により、本年10月より保育士・保育所支援センターが法定化され、地域限定保育士制度が創設されるとともに、令和8年度から満3歳以上限定小規模保育事業が施行される。
- これらの改正を踏まえ、基本指針の関係規定を改正するとともに、その他所要の規定の整備等を行い、令和8年4月1日から適用することとする。（※）この改正に伴い、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版ver. 2）」（令和6年10月10日付けこども家庭庁成育局総務課事務連絡別添）についても、所要の改正を行い、改訂版ver. 3として発出予定。

改正案の概要

1. こども誰でも通園制度の本格実施（給付化）に伴う改正

- 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、以下の改正を行う。
 - ・ 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づける。
 - ・ 基本的記載事項として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等（教育・保育、地域型保育及び乳児等通園支援をいう。）を一体的に提供する体制に関する事項を位置づける。
- 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、以下の改正を行う。
 - ・ 基本的記載事項として、乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項を追加する。
 - ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画と同様に、基本的記載事項として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づける。

2. 保育士・保育所支援センターの法定化に伴う改正

- 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的記載事項である「教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項」に、保育士・保育所支援センターとしての機能を担う体制の整備に関する事項を追記する。

3. 地域限定保育士制度の創設に伴う改正

- 認定地方公共団体の区域内では、「地域限定保育士」を「保育士」とみなして「保育士」と同様の取扱いとすることや、「地域限定保育士登録」を「保育士登録」と同様の取扱いとすることについて措置する。

4. 満3歳以上児のみを対象とする小規模保育事業（満3歳以上限定小規模保育事業）の創設に伴う改正

- 市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、満3歳以上限定小規模保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づける。